

議案第20号

東近江市畜産振興基金条例の制定について

東近江市畜産振興基金条例を次のとおり制定する。

令和5年2月24日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市畜産振興基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項及び第8項の規定に基づき、東近江市畜産振興基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市の畜産振興を図るとともに、畜産農家の経営の安定向上に資するため、東近江市畜産振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、その年度の予算で定める額とする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、毎年度一般会計予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限って、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

本市の畜産振興を図るとともに、畜産農家の経営の安定向上に資することを目的として、東近江市畜産振興基金を設置したく、本議案を提出するものである。